

○指定学校変更事務取扱要領

平成17年10月31日

教育委員会訓令第2号

改正 平成19年2月22日教委訓令第1号

改正 令和3年12月10日教委訓令第3号

改正 令和4年 6月23日教委訓令第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、深川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う指定学校の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 教育委員会が、指定学校の変更を許可する基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 児童又は生徒を指定学校以外の学校へ就学させようとする保護者は、深川市立学校通学区域規則（昭和39年深川市教育委員会規則第4号）第4条の規定による学校指定変更申立書に別表に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(許可)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請について審査し、第2条の許可基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、指定学校の変更を許可することができる。

2 教育委員会は、審査の結果を保護者及び児童又は生徒が就学する学校の校長に対し、学校指定変更承諾書（別記様式第1号）又は学校指定変更申立却下通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(許可の取消)

第5条 教育委員会は、前条により指定学校の変更の許可を受けた保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 申請内容が、事実に相違していることが判明したとき。

(2) 申請事由が、変更又は消滅したと認められるとき。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日教委訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月10日教委訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年12月10日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に現に許可を受けている保護者及び児童又は生徒の許可の決定、手続その他の行為は、なお従前の例によるものとし、当該児童生徒の弟妹が就学する場合は、同様に許可を受けることができるものとする。

3 前項により許可を受けた児童生徒の弟妹が就学する場合、同様の許可を受けることができるものとする。

4 前2項の規定により許可を受けた児童については、就学の許可を受けた小学校区にある中学校に通う許可を受けることができるものとする。

附 則（令和4年6月23日教委訓令第5号）

（施行期日）

この訓令は、令和4年6月23日から施行する。

別表（第2条関係）

（令3教委訓令3・一部改正）

区分	許可要件	添付書類
住居に関する場合 家庭的事情	最終学年時の転居	無
	学期・学年途中の転居	無
	住宅の新築等で一時的な転居 （転居予定含）	建て替えが確認できる書類など
	災害等による一時的な転居	新聞記事など
	保護者の仕事の関係で下校後預 け先の区域の学区への希望	・預かり先がわかる書類 ・学童保育の入会証明 ・両親の在職証明書など
	帰宅後養育する世帯への希望	預かり先の住所がわかる書類など
	保護者一時不在（病気療養等） によるとき	医師の診断書など
	指定学校以外の通学区域に隣接 する区域に居住し、危険箇所を 回避できるとき	無
身体的事情	心身の故障や疾患のため、指定 校への通学が困難なとき	医師の診断、身体障害者手帳、療育 手帳など
教育的事情	兄弟姉妹が別々の学校へ就学す るようになったとき	無
	帰国児童生徒などで、教育環境 面で配慮を要するとき	無
	いじめ・不登校など	学校長の意見書など
	部活動など学校独自の活動を行 っている学校への変更	学校長の意見書など
その他	教育委員会が特に認めたとき	

別記様式第1号（第4条第2項関係）

学校指定変更承諾書

年 月 日

保護者住所
氏名

様

深川市教育委員会教育長 印

年 月 日で申立のありました学校指定変更について、つぎのとおり承諾いたします。

児童生徒氏名	性別	変更した学校名	学 年
就学期間	年 月 日～ 年 月 日		
特記事項			

別記様式第2号（第4条第2項関係）

学校指定変更申立却下通知書

年 月 日

保護者住所
氏名 様

深川市教育委員会教育長 印

年 月 日で申立のありました学校指定変更について、つぎのとおり申立却下となりましたので通知します。

記

1. 児童生徒氏名

2. 申立却下理由